

第33回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月30日(月)午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広	
	17番	尾崎 香			

推進委員	1番	石山 清一郎	4番	竹内 則孝	
	5番	金子 稔	9番	飯吉 幸二	
	11番	堀川 恒一	18番	清水 良恵	

4. 提出議題

報告第52号 9月分許可状況について
報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第54号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第56号 妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会について
議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第47号 事業計画変更承認申請について
議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第49号 農用地利用集積計画について
議案第50号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 宮下 桂子 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局

本日の出席委員の報告をいたします。
ただいまの出席委員は17名でございます。
本日、吉越事務局長は別公務のため、欠席させていただいております。
それでは、安原会長、お願いします。

会長

大変皆さんご苦労さまでございます。
今月19日の三条での農業委員会大会に行かれた皆様、大変ご苦労様でございました。
あれから出席されていた全国農業会議所の柚木専務理事からご一報をいただきまして、妙高市の事例報告の中の非農地証明等々の事例報告は、全国的にも素晴らしい事例であるということで、もう少し話を聞きたいというような連絡をいただきました。事務局等にまた連絡がくる可能性がありますので、対応の方よろしく願いいたします。
そして、この27日にJAの報酬審議会に参加させていただきました。妙高市は副市長と私、上越市も副市長と農業委員会の会長、他には、上越、頸城の農家組合長が数名出席し、報酬額について、答申を行ったことを報告します。

議長

それでは座らせていただきまして、会議の方を進めたいと思います。
妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第33回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。1番の渡邊 春男委員、2番の東條 進委員、よろしく願いいたします。
本日の報告事項については5件、議案については6件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。
推進委員の方もいらっしゃっているので、皆様の方からもご意見を出していただければと思います。

議長

まず、報告事項ですが、

- ・報告第52号 9月分許可状況について
- ・報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第54号 農地転用事実確認証明等報告について
- ・報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
- ・報告第56号 妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会について

を事務局より説明をお願いします。

事務局

ではまず、私の方から報告事項の第52号から第55号について説明いたします。
1ページ、報告第52号、9月分許可状況についてをご覧ください。
令和2年9月に申請されましたものは、事業計画変更が2件でした。
いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に、2ページ、報告第53号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご覧ください。10月に届出がありました。合意解約は29件です。

2ページ、1番、5番、3ページ、15番、16番、19番から4ページ、29番までは、今月、農用地利用集積計画による所有権移転をするための合意解約となりますし、2ページ、7番から9番は、今月の3条の許可申請の1番と関連するもので、他の方へ所有権移転をするための合意解約となります。

次に5ページ、報告第54号、農地転用事実確認証明等報告についてです。

10月につきましては、農地転用事実確認が1件と法務局からの農地の転用事実確認に関する照会が1件です。

農地転用事実確認につきましては、信用金庫施設及び駐車場整備として、農地法第5条の転用許可を受け、賃貸借権を設定し、施設整備をした土地で、現在も営業しており、転用目的が実現されたことを地区担当委員と現地確認をしております。

また、法務局からの農地の転用事実に関する照会につきましては、所有者が相続して以降、30年以上耕作されたことはなく、山林原野化していることや現地や周囲の状況から、今後も耕作利用は見込めないことから、非農地と判断し、農地法の適用を受けない事実確認としました。

次に6ページ、報告第55号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてです。

10月に届出のありました、相続件数は、相続によるものが18件と時効取得によるものが1件の合計19件で、新たなあつせん希望はありませんでした。

時効取得についてですが、農地を取得するには、農地法3条の許可が必要になります。しかし、民法162条で、20年間、所有の意思を持って、平穩かつ公然と他人の土地を占有したものは、その所有権を取得するという規定があります。

今回、法務局から登記完了の通知と本人から農地法第3条の3の規定による届出があり、調査した結果、時効取得となった農地は、20年以上前の圃場整備の際、なくなってしまった農地の代わりに、この農地を口約束で譲り受けて耕作をしていたものです。

当事者双方も周囲も今回時効取得をした者の農地であると認識していました。

よって、取得時効完成の要件を備えているものです。

以上、報告第52号から55号について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

事務局

それでは続きまして、報告第56号について、私の方から説明させていただきます。令和3年3月26日をもちまして、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんの任期が満了となります。

あわせまして10月1日から新たな両委員の募集を行いまして、農業委員さんにつきましては、17名の方から手を挙げていただいて、今日から12月議会が始まっておるんですが、この12月議会で、17名の方の議会の同意をもらうという流れになります。

推進委員さんにつきましても、18名の定員に対しまして、18名の方から手を挙げていただいたということで、こちらの方につきましては、そこにありますとおり、候補者の評価委員会の方を開きまして、その中で評価をしていくということになります。評価委員会の運営規則によりますと、8名の農業委員さんで構成する評価委員会を設置することになっておりまして、特に選出の区分ですとか、そういったものが具体的には書いておらず、その都度、農業委員さんの中から、8名の方で構成するというルールになっております。

地区ごとの中で、今回7地区に分けまして推進委員を募集させていただきました。またあわせまして、女性委員ということで、1名の方に加わっていただきまして、トータルこの8名の方で構成させていただきたいということで、報告させていただきます。

推進委員の候補者評価委員会につきましては、そこにありますとおり、12月16日1時半から、市役所の方で開かせていただいて、そこで皆さんの評価によって、次期の推進委員さんが決まると、そういった流れになりますので、よろしく願いいたします。私の方からは以上になります。

8名の方におかれましては、師走を迎えて、何かとお忙しい時期で申し訳ないんですが、この日、予定をつけていただいて、出席いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

今ほど議題に上がりました、56号の推進委員の候補者評価委員会、このような形で皆さんよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ありがとうございます。異議なしという声が出ましたので、このように進めさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 農業委員の方は議会の人事案件なんで一番最後になるかと思うんですが、予定ではどのようになりますか。

事務局 先ほど申しましたとおり、今日から12月定例会が始まっております。人事の案件につきましては、議会の最終日に決まるとというのが議会のルールになっておりまして、今回の12月議会につきましては、18日が最終日となります。議員さんが一人一人、投票して、任命の同意を得ることになります。以上です。

会 長 もし、投票して同意が得られなかった場合、その先、どのようになるんですか。

事務局 今ほど申しましたとおり、お一人お一人、Aさんがいいか悪い、Bさんがいいか悪いかを投票することになります。

例えばAさんが、同意しない票が多い場合は、議会は同意しないという格好になりますので、その時には、新たにまた募集するなどの対応が必要になってくるということになります。

私たち事務局とすると、全員の方が、過半数以上取っていただきたいというのが、私たちの切なる願ひということになります。以上です。

議 長 他に無いようでありますのでよろしいですか。
報告第52号から56号までの報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページから9ページをご覧ください。
今月の許可申請は、14件です。

1番については、申請地は、9ページ下段の別記一覧表をご覧くださいと思いますが、大字五日市、大字新保新田、大字坂井新田、大字梨木、国賀2丁目の地内で、登記地目、田が22筆、登記地積合計、22, 130㎡、登記地目、畑が2筆、登記地積合計、386㎡、総合計で24筆、22, 516㎡であります。

位置図は、資料No.3と4をご覧ください。No.1から12までが資料No.3、No.13から24までが資料No.4になります。

申請地は、県外在住の譲渡人が相続により所有権を取得した農地で、複数の耕作者と利用権を設定したり、関係者に管理をお願いしてきましたが、すべての農地について、一括所有権を取得してくれる方を探していたところ、譲渡人の知り合いの市内事業所に勤務す

る譲受人と話がまとまり、合意に至ったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

なお、国賀2丁目地内の農地については、12筆ありますが、一団の農地で、年に2回程度、草刈管理してきた土地であります。今後、耕作に向けて少しずつ再生しながら、これまでよりも良好な状態となるように耕作管理していくことを聞き取りで確認しました。

2番については、申請地は大字小丸山新田地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計、3,825㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。資料No.3の左下の農地であります。

申請地については、市内転居して遠方となってしまった譲渡人が、高齢となり後継者もいないため耕作管理できないことから、地元の譲受人に相談したところ、このたび合意に至ったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

なお、譲受人が現在所有している田は、すべて貸し付けて、耕作してもらっている状況ですが、今回の購入を機に将来に向けて、知り合いや関係者の協力を得て、耕作管理に取り組んでいきたいということを聞き取ったところです。

3番については、申請地は大字五日市地内、登記地目、田が3筆、登記地積合計、5,036㎡であります。

位置図は、資料No.3の右上の農地であります。

申請地については、規模拡大を図っている譲受人が、譲渡人から農地を譲ってもらえるということで合意に至ったことから、これを機に売買により譲り受けるものです。

4番については、申請地は、大字西条地内、登記地目、田が1筆、登記地積、179㎡であります。なお、登記地目は田であります。畑として耕作されている土地です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

譲受人は、西条に在住され、はじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

また、後ほど審議をいただく13ページの農用地利用集積計画の番号1の案件の借受人で、2つの案件の面積合計1,296㎡となって、下限面積の別段面積1,000㎡を超えることから面積要件に達する見込みのものです。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理、担当農業委員、担当農地利用最適化推進委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

譲受人は、平成12年に上越市から転入し、現在の宅地を手に入れた際に、申請地は農地であったため購入、所有権移転できず、隣接地でもあったことから譲渡人の許可を得てこれまで夫婦で耕作管理してきた農地であります。

譲受人としては、自己所有地にしたい意向と、譲渡人からも譲り受けてほしいと要望されたことから知り合いの行政書士に相談し、その他に貸してもらえる畑も見つかったことから今回の申請に至ったものであります。

譲受人は、申請農地で、大根・野沢菜などの野菜を栽培し、自家消費で余った作物は子供・兄弟・親戚に送っているということで、手入れの行き届いた畑となっていることを委員とともに現地確認しましたし、利用権設定を希望している農地でもカボチャ、トウモロコシなどを栽培したいという希望を持っていて、来年からの耕作を楽しみにしておられます。

ただし、利用権設定する農地1,117㎡は保安全管理状態で、畑として再生する作業から開始しなければならない状況で、許可を得て早く再生作業を開始したいとのことでした。

機械の所有状況は豆トラ1台と草刈機2台ではありますが、近所の方からトラクターを借用できるとのことで、再生作業や耕耘作業など畑作業には問題ない状況です。

現在、シルバー人材センター会員で、サンライズの店に収穫物を出品できればとの希望をもっていらっしゃいますし、市内の農産物直売所にも出品できるように頑張っていたきたい旨を伝えたところであります。

聞き取り結果から、すべての圃場が自宅から徒歩5分圏内で、現在耕作している畑の状況からも良好に耕作していただけることは推測できることから、特段問題ないと判断することで出席委員全員同意しました。

5番については、申請地は大字吉木地内、登記地目、田が1筆、登記地積、1,187㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地については、譲渡人が相続で所有権を取得された農地ですが、耕作管理できないことから、申請地の隣接に居住し、耕作している譲受人に相談したところ、双方合意に至ったことから、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

6番については、申請地は大字西条地内、登記地目、田が1筆、登記地積、1,611㎡であります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、譲渡人が高齢となり、耕作管理が困難となったため、知り合いの農業者である譲受人に相談したところ、合意に至ったことから、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

7番については、申請地は大字西条地内、登記地目、田が1筆、登記地積、45㎡であります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、後ほど24ページの農用地利用集積計画の番号78の案件で、所有権移転について審議される隣接地であり、圃場への乗り入れとして筆をわけていた農地で、農用地区域外の農地であるため、農用地利用集積計画で所有権移転できないことから、農地法第3条第1項での許可申請に基づいて売買により譲り渡すものです。

8番、9番については関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、すべて大字北条地内、登記地目は全て田で、8番は4筆、登記地積合計、7,507㎡、9番は2筆、登記地積合計3,664㎡、総合計6筆、登記地積合計、11,171㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

それぞれの譲渡人は、これまで申請地をそれぞれ耕作管理したり、利用権設定して耕作してもらったりしてきましたが、各々労力がない、高齢であるなど、将来的にも耕作管理することが困難なことから、同地域で経営規模を拡大している譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

10番については、申請地は大字十日市地内、登記地目、畑が10筆で、登記地積合計、1,070㎡であります。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

譲受人は、大字十日市に在住され、はじめて申請地を購入し、耕作していきたいという新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当農地利用最適化推進委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、過去に妙高高原のスキー場で働いた経験があり、雪国に住みたいという思いから、妙高市で空き家を探していたところ、購入した空き家の所有者から畑もやってほしいとの要望と、畑をやりたいという申請者の意向が一致したため、今回の申請

に至ったとのことです。

妙高市には、実際には令和元年の7月頃から住み始めて、所有者の許しを得て、すでに耕作をしているとのことです。

農業経験は、有機無農薬農法の専門学校で1年間勉強し、学校から紹介された愛知県内の農地約2,000㎡で自然農法を4年間実践した実績があるとのことです。

集落とはうまくいっていますかという質問については、今年から集落に正式に仲間入りして、区長さんからいろいろ指導してもらっているし、対応しているとのことです。

農業機械の所有状況は、住宅所有者が置いて行った耕耘機1台と草刈機1台、他には鍬などの道具とのことです。

今後は、土づくりに最低でも3年間かかるので、土づくりを重点的に進めて、自給自足をしながら、自分で納得いく物ができるようになったらニンニクを主体に販売できるようにしていきたいとのことでした。

結論としては、3年間の土づくりで基盤をつくりながら、地域との折り合いを上手につけて自然農法を実践してがんばっていただくことで、総会提案については、出席委員全員同意したところでした。

11番については、申請地は大字青田地内、登記地目、田が4筆、登記地積合計、452㎡であります。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

申請地は、譲渡人と譲受人で利用権設定していて近々期間満了となる農地で、満了を迎えるにあたって、譲渡人も高齢となり耕作管理できないことから譲り渡したい旨を伝えたところ、合意に至ったため、これを機に売買で譲受人に譲り渡すものです。

12番については、申請地は大字関山地内、登記地目、畑が2筆、登記地積合計、1,017㎡であります。

位置図は、資料No.10をご覧ください。

申請地は、昨年、遺言による特定遺贈それから相続により譲渡人が取得した農地ですが、市外、県外在住のため耕作管理ができず、隣接に在住の譲受人に相談したところ、合意に至ったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

13番については、申請地は大字上中村新田地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計、324㎡であります。

位置図は、資料No.11をご覧ください。

譲渡人が相続で所有権を取得された農地ですが、耕作管理できないことから、申請地の隣接に居住し、耕作している譲受人に相談したところ、双方合意に至ったことから、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

14番については、申請地は工団町地内、登記地目、田が3筆、登記地積合計、183㎡であります。

位置図は、資料No.12をご覧ください。

申請地は、譲受人の所有農地の隣接地であり、未整備農地で不整形の農地のため、譲り受けて一体的に耕作したい旨を譲渡人に相談したところ、このたび合意に至ったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上14件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

1番については、1番の渡邊 春男委員と16番の市川 政一委員、

2番と3番については、1番の渡邊 春男委員、
4番から9番については、2番の東條 進委員、
10番と11番については、14番の霜鳥 勝範委員、
12番と13番については、12番の斎木 壽次委員、
14番については、17番の尾崎 香委員よりお願いします。

16番 1番の国賀2丁目については、事務局の説明のとおりであり補足説明はございません。

1番 それでは引き続きまして、1番から3番について渡邊が関連の説明をいたします。
1番については、市内の建設会社の会長夫人の名義で購入したものでありますが、その方の死亡により弟である譲渡人に今年初めに相続されました。
しかし、相続人は大阪在住で、管理が全くできず不十分なために、今回の譲受人と合意に至りました。
2番・3番については、事務局の説明のとおりであります、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

2番 2番の東條です。

案件の4番から9番まで、6件の現地確認につきましては、11月11日に古川推進委員、事務局とで確認させていただきました。

4番につきましては、事務局の先ほどの詳細なる説明のとおりであり、新規就農者である譲受人は旧小出町の出身でありまして、今、満70歳でございます。

実家は農家で、18歳、高校生頃までは、農作業の手伝いをしていたとのこと。自衛隊を退職後、好きな畑をし、野菜栽培をしたいという夢がございまして、今回身体的にも健康状態もよく、来年からの耕作も期待できるものと思われまして。

次に案件5番の申請農地につきましては、吉木堂根、日吉神社の北の近くにある圃場整備地であり、譲受人は認定農業者のただいま54歳です。

現在、耕作されている圃場の管理状態も私の方でパトロールしてみますと、畦畔、草刈等よく管理されております。

次に、案件6番の申請農地につきましては、特養みなかみの里の北の近くにあります圃場です。譲受人の耕作地に隣接する農地であり、利便性がよいことから譲り受けるものです。また譲受人の耕作している圃場の管理状況もよくされております。

次に、案件7番の申請地につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。

譲受人については、平成29年10月総会に初めて、妙高市西条地区への参入があり、申請審議について許可決定されて、翌年の春より西条地区の圃場にて、初めて水稻作付を行っております。地区担当農業委員としましては、圃場での作業及び管理状況等経過をずっと見てきますと、田植えから収穫刈り取り、畦畔の秋草の最後の草刈等までしっかりされております。

また、今まで譲渡人の耕作されていた圃場の管理状況も、前回の農地パトロールの時、推進委員と農業委員で見ましたが、大変見違えるほど良い圃場になりました。

次に案件の8番から9番につきましては、譲受人が同一人であることから、一括して補足説明させていただきます。

申請農地は、北条の圃場整備地であり、今まで利用権設定で賃貸借をしていた圃場も含めて譲り受けるものであります。

譲受人は、水上土地改良区の今、理事長を務めておりまして、耕作従事者については、39歳の長男で、私も今、組合員としてやっております水上北部生産組合のオペレーター及び役員で理事もしており、今現在、自分の耕作している圃場の管理もよくしております。

また、譲渡人につきましては、8番と9番はご夫婦でありまして、夫名義と妻名義で
ございます。

主人は高齢になりましたが、60歳の健康な頃には、生産組合の役員でもあり、オペ
レーターとして大活躍された方です。私もこの譲渡人の旦那さんに米づくりのいろはを
よく教えてもらったものです。

よって、4番から9番までの譲受人の申請につきましては、特段問題ないだろうと思
われます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

14番

14番霜鳥がご報告させていただきます。

去る11月10日午前9時より推進委員の杉原さん、事務局とで申請地十日市地内を
現地確認しました。そして17日には、市川職務代理、推進委員の杉原さん、事務局と
で聞き取り調査を実施しました。

自然農法ということを知っていましたが、実際、現地を見ると、だ農に近いも
のがあり、聞きとり調査で質問をしました。

また、近隣との関係性にも触れましたが、納得することができました。

新規就農者であり、若くもあり、今後を見据え、この案件に関しての慎重審議よろし
くお願いします。

続きまして11番ですが、たびたび出てくる有名な方ですが、この案件に関しては、
11月10日、推進委員の杉原さん、事務局とで現地確認をしました。

詳細については事務局の説明のとおりです。今年は、譲受人もきちんと農地を管理し
ているように見受けられました。

この件に関して、問題ないと思われまますので審議よろしくお願いします。

12番

それでは12番の斎木が、12番の案件と13番の案件を補足説明いたします。

11月9日に事務局と現地確認をしました。

丁寧な事務局の説明どおりでございます。管理状況も非常に良好でありました。
問題ないと思えますのでよろしくご審議ください。

13番については11月11日に事務局と現地を確認しました。

今後の見通しを聞いたところ、これからも耕作を続けていくと、将来的にはどうなん
でしょうかと尋ねたところ、法人に耕作依頼をすることも視野に入れてるところ
でございます。以上でございます。

17番

議席番号17番の尾崎です。

14番の議案について、先日の11月9日月曜日午前9時から石山推進委員と事務局
と現地確認をいたしましたので報告いたします。

この圃場は昨年の台風19号の被害を受け、今、渋江川の工事とともに整備しており
ます。

この圃場は、3人の地権者がいましたが、前回5月29日の総会で3条の許可がおり
た場所です。

今回の案が通れば、地権者も1人となり、農作業機械も乗り入れしやすい、平らな一
面の圃場となり、効率よく農作業ができると思われまます。

事務局の説明どおり関係書類も確認したところ、許可して差し支えないと考えますの
で、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第45号の質疑を行います。

皆様から質問意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

- 議 長 農地利用最適化推進委員の皆様から質問等ありましたらお願いします。
ありませんか。
- 会 長 無いようでありますので、一つ、お聞きしたいと思います。
このところ、かなりの勢いで地区に7番の譲受人の方が入ってきておるような状況だ
と思います。
この方との対価額が、かなりハードルの高い対価額になっておられるかというふう
に思いますが、この対価額に対して、周りの譲渡人の対価額は、何か問題あるような話は
出てませんか。
- 2 番 今の譲受人の対価額につきましては、前回から事務局が説明しておられるように、こ
この今の譲受人の会長さんがですね、先祖から受け継いだ大事な田んぼであるというこ
とで、二束三文では、やはり買えないということで、高価な対価額で譲り受けたいとい
う、そういうご信念において設定されたものと、お話を聞いています。
それで水上地区の西条から北条耕地についての近辺のお話を聞きますと、10a当
たり40万という対価額は、やはり今の現状だと高いということをお話を聞いてますが、
私が第1期の農業委員の時、北条耕地で同じ30aの整備地を私は、45万で譲り受け
ておりました。
それは、土地改良区や近隣の方からお話を聞いたり、農業委員や他の関係者の皆さん
も交えて、45万で、その頃、買い上げさせていただいたものです。
認定農業者で20haからやってる方は、50万でその頃買っていました。
そういうことで、今の段階のこの対価額につきましては、3条申請の中の8番、9番
が30万ということで対価額が設定されておりますが、一応、個人関係の相対の話で
は、今の平均的な価格は30万ということで、皆さんご了解してるということでござい
ます。
- 会 長 ありがとうございます。
事務局に一つお聞きしたいと思います。
7番の譲受人の上越を含めた総面積って、わかったら教えてください。
- 事務局 上越を含めた総面積なんですが、後程、農用地利用集積計画のところでお話させて
いただこうと思ったんですが、26ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。
こちらの方ですが、今現在、妙高市の方に64筆、12万8,058㎡の農地を所有
していらっしやいます。
今回、集積計画で、62筆、12万5,333㎡を取得されまして、合計126筆、
25万3,391㎡となります。
上越では、現在、借入地も含めまして、182万7,766.15㎡です。
妙高市と、合計させていただきますと、208万1,157.15㎡、約200haぐら
いになります。
- 会 長 ありがとうございます。
何年の間に200haという、上越管内では一番大きな農業団体になったと思います
が、力があるんで、またぜひ増やしていただければと思います。
- 議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを
採決いたします。
お諮りいたします。本件については原案どおり、許可することにご異議ありません

か。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。
よって議案第45号については、許可することに決定をいたしました。

議 長

次に、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、10ページをご覧ください。
今月の許可申請は3件です。
1番について、申請地は、大字二俣地内、登記地目、畑が1筆、登記地積、80㎡です。
位置図は、資料No.13をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路、水路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
譲受人は、現在の宅地の隣接地での宅地の拡張を求めているものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。
譲受人は、申請地を購入し、芝生の植栽と転落防止柵を設置し、宅地の拡張を希望しています。
なお、申請地内には、市と借地契約を結んでいる妙高高原町の時代に設置した防火水槽がありますが、その借地権も含めて所有権移転することから、その部分も含めた1筆すべてについて、転用許可を受けて所有権移転したいものであります。

2番について、申請地は、岡崎新田地区の大字柳井田地内、登記地目、田が1筆、登記地積、46㎡です。

位置図は、資料No.14をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路、宅地等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案は追認案件で、すでに申請地は転用事由の通路や花壇が整備されていることを確認しました。

申請地は、過去に譲渡人が、申請地に隣接する住宅を整備した時に一緒に整備されたものです。

その後、譲渡人が市内転居後、譲受人が購入し入居され、申請地も含めて現在使用されているものです。

今回、隣接地の土地取引に伴って、土地を調べたところ、市道と宅地の間に農地があることが半明したことから申請に至ったもので、申請人に指導するとともに、反省を促したものであります。

それを受けて、許可手続き前に整備使用してしまったことについて、双方から始末書の提出がありましたし、申請人も深く反省しているところであります。

本件については、土地登記状況や農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

3番について、申請地は、小出雲3丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積、143㎡です。

位置図は、資料No.15をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、盛土整地して譲受人所有の排水管の点検・修理・管理のための車両駐車場及び資材置場を整備、利用することを希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画等の書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番については、4番の加藤 謙太郎委員、

2番については、14番の霜鳥 勝範委員、

3番については、17番の尾崎 香委員よりお願いいたします。

4 番

4番の加藤です。

1番についてご説明させていただきます。

11月11日、事務局と現地確認をさせていただいております。

今の事務局のご説明のとおりなんですけれども、以前から農地としては、利用したことがないと、私も近くに住んでいるものですから、確認しておりますし、今現在、今までも草刈程度の利用しか、私の記憶の中にございません。

特段の問題がないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

14番

14番霜鳥が説明させていただきます。

去る11月12日、午前9時より、推進委員の杉原さん、事務局で現地確認しました。

詳細については事務局の説明のとおりです。

上程の案件は、私が知る限り、圃場整備前から、その場所は水田でなかったような気がします。

この案件は始末書も出ており、猛省していることから、許可しても差し支えないと考えます。慎重審議よろしくお願い致します。

17番

3番について議席番号17番、尾崎が説明します。

この議案についてですが、先日の11月9日に先ほどの3条の件で現地確認した後に、そのまま現地確認をいたしました。

この場所は年間通して、いつも綺麗に保全管理されております。

事務局の説明どおり、関係書類も確認したところ、許可して差し支えないと考えますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

それでは議案第46号の質疑を行います。

事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

議 長

農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長

無いようであります。

これより、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第47号 事業計画変更承認申請についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 議 長 議案第47号 事業計画変更承認申請書審議については、11ページをご覧ください。
今月の承認申請は1件です。
- 事務局 申請地は、大字上中村新田地内で、申請地及び転用面積に変更はありません。
位置図については、資料No. 11をご覧ください。
当初計画は、天然ガス輸送導管の管体健全性調査に伴う仮設工事事務所用地として、今年7月の総会で一時転用許可を受けたものです。
計画変更理由は、調査でカナダの業者が有する調査技術を用いて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限により技術者の入国が不可能となり、再度スケジュール調整協議の結果、令和3年5月～8月の間で実施する方針で合意に至ったことから、一時転用期間を令和3年8月31日まで延長するものです。
- やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
12番の齋木 壽次委員よりお願いいたします。
- 12番 補足説明はございません。
- 議 長 それでは、議案第47号について質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第47号 事業計画変更承認申請についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第47号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願については、12ページをご覧ください。
今月の確認願は、2件です。
1番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、畑が5筆、登記地積合計

2, 338㎡です。

位置図は、資料No.16をご覧ください。

申請地は、所有者が平成27年に相続しましたが、記憶では、それ以前の昭和の時代から管理されなくなり山林原野化し、現在に至っているということで、本人もどこにあるのかわからない状況で、周囲とともに山林原野化している状況を確認しました。

2番について、申請地は、広島1丁目地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計521㎡です。

位置図は、資料No.17をご覧ください。

申請地は、関係者からの聞き取りでは、住宅地と一体に管理され、昭和の時代から農地として耕作されることなく現在に至っています。

現在、所有者も市外在住で、今後も農地として耕作される見込みもない状況であることを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び居住する所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きます、担当委員の説明をお願いいたします。
1番については、3番の尾島 和幸委員、
2番については、16番の市川 政一委員よりお願いいたします。

3番 農業委員3番の尾島です。
10月に山下推進委員と、事務局とで現地を確認してきました。
今ほどの事務局の説明どおりです、周りは雑木に囲まれていて、原野化して、とてもじゃないが畑を含めて、耕地するような状態ではありませんので、よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

16番 16番の市川ですが、ここにつきましても事務局の説明どおりでありまして、特段補足の説明はございません。

議長 それでは、議案第48号について質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見、質問等がありましたらお願いします。
ありませんか。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第48号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第48号については、承認することに決定しました。

議長 次に、議案第49号 農用地利用集積計画についてを上程します。
議案第49号のうち、89番から91番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」に

かかる案件ですので、最初に1番から88番までの88件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページ、議案第49号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月は新規設定24件、再設定42件、所有権移転25件の合計91件です。
まずはそのうち88件について説明いたします。
初めに、新規分です。新規分は13ページ、1番から16ページ、21番までと、25ページ、87番、88番です。
主だったものについて説明いたします。
13ページ、1番については、新規就農で、3条申請の4番と関連するものです。
新規就農の聞き取りに関しては、先ほどの事務局からの説明のとおりです。
現在、保全管理となっている農地を再生し、耕作を行うものです。
13ページ、4番については、借りていた法人が、オペレーターの退職により規模を縮小するため、新たに違う法人と契約をするものです。
対価額、賃借期間等は、双方の話し合いで決定しております。
15ページ、17番から19番、25ページ、87番は、農地が未整備であったり、貸付人から無償でいいのでやって欲しいという強い要望のため、無償となっています。
次に、16ページ、22番から、21ページ、61番は再設定です。
18ページ、38番から40番、19ページ、42番は、対価額に端数が出ておりますが、借りているところを、全部でいくらという契約になっているものを、10アール当たりにしたためです。その他についても、対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われまます。
次に21ページ、62番から86番は、所有権移転です。
9月の総会で報告し、新たに取り組むことになった、農用地利用集積計画による所有権移転となります。
62番は、市内の認定農業者への所有権移転です。
63番から86番は、上越市の法人の代表取締役である認定農業者への所有権移転となっています。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われまます。
先ほどお話をさせていただきましたが、26ページ中段に参考ということで、この上越の法人の代表取締役の妙高市の農地所有状況が載っておりますので、ご参考にまたご覧ください。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、議案第49号の1番から88番に関する質疑を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議長

無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第49号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から88番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号のうち、1番から88番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きます、同じく議案第49号 農用地利用集積計画についてのうち、89番を上程します。

89番については丸山善明委員に関する案件でございますので、委員会法の31条の規定により、議事参与の制限に該当するため、退席をお願いいたします。

【丸山善明委員 退席】

議 長 それでは、議案第49号のうち89番について、事務局から説明をしてください。

事務局 25ページ、89番についてご説明します。

内容については、貸付人が遠方に住んでおり、耕作できないため、貸付人からの要望により、賃貸借したいものです。対価額、賃借期間など、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、89番に関する質疑を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますのでこれにて質疑を終わります。
これより、議案第49号、農用地利用集積計画についてのうち89番を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号のうち89番については、市長に要請することに決定をいたしました。
丸山委員の退席を解除いたします。

【丸山善明委員 復席】

議 長 続きます、議案第49号のうち、90番を上程いたします。
90番については荒川美子委員に関する案件でございますので、荒川美子委員は議事参与の制限にかかるため、退席をお願いいたします。

【荒川委員 退席】

議 長 それでは議案第49号の90番について、事務局説明をしてください。

事務局 25ページ、90番についてご説明します。

内容については、再設定であり、対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、90番に関する農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等
がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これで質疑を終わります。

議 長 これより、議案第49号の農用地利用集積計画のうち90番を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、49号の90番については、市長に要請することに決定をいたしました。
荒川委員の退席を解除いたします。

【荒川委員 復席】

議 長 続きまして、同じく49号の91番を上程いたします。
91番については宮尾俊一委員に関する案件でございますので、宮尾委員は議事参与の
制限に該当するため退席をお願いいたします。

【宮尾委員 退席】

議 長 それでは議案第49号の農用地利用集積計画うち、91番について、事務局説明をして
ください。

事務局 26ページ、91番についてご説明します。
内容については、再設定であり、対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定し
ており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
す。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案第49号のうち91番に関する質疑を行います。
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から質問、意見等がありましたらお願いしま
す。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第49号の農用地利用集積計画のうち91番を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号のうち91番については、市長に要請することに決定をいたしま
した。
宮尾委員の退席を解除してください。

【宮尾委員 復席】

議 長 次に、議案第50号 農用地利用状況調査に基づく非農地判定についてを上程いたします。
事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第50号 農地利利用状況調査等に基づく非農地判定については、27ページ以降をご覧ください。

今年も7月から8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール、農地利利用状況調査の結果を受けて、9月から11月までの間で、担当農業委員さん、担当農地利利用最適化推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、再度現地確認いたしました。

お手数をおかけいたしまして、ありがとうございました。

本案で提案させていただいたものは、農地の現状が非農地と判定確認された、9月から10月に確認していただいた新井地域、水上地域、妙高高原地域についてまとめたものです。

今後、その他の10月、11月に確認していただいたものは、12月、1月に提案する予定でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、44ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、949筆で、合計面積は、392,535.03㎡、約39.3haとなりました。市全体の農地面積の約1.2%にあたります。

今回、非農地判断したものは、現地を確認し、森林度合いが高い土地や、雑木が繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された個所としました。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、現地を確認していただきました委員の説明をお願いいたします。
水上地区については、2番の東條 進委員、
妙高高原地区については13番の山川 政明委員と4番の加藤 謙太郎委員、
新井地区については17番の尾崎 香委員より順次お願いいたします。

2 番 2番の東條です。

今回の農地利利用状況調査に基づく非農地判定につきましてのパトロールでございますが、8月9日に午前中いっぱいかけまして、古川推進委員と私で現地確認をいたしまして、9月24日に事務局、市民税務課、推進委員の古川さん、東條で再度現地確認をさせていただきました。

第1に川上地区でございますが、川上集落より東の方向の山伝いと巻淵に続く土地で、川上集落から林道と申しますか、新しく切った道がございまして、5mくらいの幅の道路でございますが、そこから東山の方は、山林原野化して、耕作には入れない状況になっておりますことを確認させていただきました。

川上地区から次に、上新保地区にかけましてですが、上新保地区につきましては、当初、光明寺新田という集落がありましたが、現在は家屋が全然なく、人が住んでいない状態です。そこで、前回もパトロールに行くということで計画しましたが、光明寺新田には入れない状態になっておりまして、そちらの方もですね、耕作は無理でありまして、原野化しているという山林地帯でございます。

西条地区につきましては、西条の神社から大久保という小字名の土地ですが、私も小さいころには、親戚の手伝いをしながら大久保の方へ行って、畑仕事を手伝った覚えがございます。今現在、そちらの方も荒れ放題になってしまっていて、入れないような状況になっております。西条地区につきましても、大半が山林原野化されていて、耕作のできない状態

でございます。

吉木地区につきましては、上江用水に東山公園というところがございます、東の方へ奥に入っていきますと、農業用水の上溜めと下溜めというのがあります、下溜めの方は、耕作できないような土地が大半ありまして、昔はテボヨ等取りに行き、入った事もあったんですが、今現在、入れない状態になっております。耕作のできない状況ということでございます。

北条につきましては、やはり吉木の今の下溜めより、右方向に向かって南の方へ行きますと、一盃清水という小字名があるんですが、本当に清水の出るようなところですね、そこでも私も小さい頃は、畑の手伝いをしたことがあったんですけど、今現在は、誰もそこへ行って、やっている話も聞いたことはなく、山林原野化しています。

巻淵の方でございますが、川上集落の東山伝いから巻淵、あるいは鳥坂発電所から関川の上流の東側の方ですが、砂利山の方までかけて、山林原野化して入れない状態になっております。

そんなことで非農地化の判定の確認を市民税務課と事務局の方で確認させていただきました。以上でございます。

13番

13番山川でございます。杉野沢、関川地区の現地確認のご説明をいたします。

事務局と推進委員の高田さんと3名で確認いたしました。

やはり非農地判定は、この表にあるように、畑が8割ぐらいい超えていますけど、畑を耕作しているのは非常に女性が多いと思います。

その方々の家を人・農地プランのアンケート回収で訪れてみますと、高齢の家が非常に多くありました。家の近くの畑は、電気柵もして、何とか耕作してありましたが、歩いていけない山の中の畑とか田んぼは、熊も出そうなどころなので、入ってはいけないので、原野化している状態でした。田んぼも昨年までは草刈してあったところも、今回、現地確認すると、高齢になり管理できない、耕作できない状況の方もいらっしゃいました。

圃場整備してあるところは、耕作しておりますが、圃場整備をしていないところは、やはり耕作してないところも見受けられました。

これから子供が農業に興味を持ってもらわないともっと離農が増えると思います。以上です。

4番

4番の加藤です。

田切地区と二俣地区というところなんですが、妙高山から下がって赤倉温泉の下からときめき鉄道、そして関川へお入りところの一体の地域です。

今年で3回目の農地パトロールという中で、今回は特に飛び地の非農地判定に事務局、市民税務課の職員3名でやらせてもらいました。かなり道がないようなところもあったわけですけども、効率よくこまめに回ったと思います。

しかしながら、特に針葉樹がかなり増えてきておりますし、林の中にぽつんと、農地みたいなものがあるんですが、ちょっと判定しづらいところ、イボタケが三本あるから農地だろうとか、そういうところもありました。ますます、原野化していくんだろうなと思います。特に杉林がかなり増えてきておりますので、もう誰も管理もしておりませんので、これからますます動物の隠れ場が増えてしまって、厳しい状況になるのではないかと考えて確認して参りました。以上です。

17番

新井地区担当、議席番号17番、尾崎が報告いたします。

先月の10月8日木曜日に午前8時半から石山推進委員と事務局、市民税務課そして尾崎の計4名で非農地判定を行いました。

今回は山を重点的に見て参りました。大字新井、錦町、大字小出雲です。

どこも変わり果てて山林原野となっていました。相続しても管理しきれなく、そのまま長年放置、或いは高齢化となり管理できなくなったのでしょうか。こうなってしまう前に次

の担い手を元気なうちに見つけて欲しいと思います。

議 長 大変すばらしいご説明ありがとうございました。
次の事例報告、皆さんの方でよろしくをお願いします。

議 長 何かご質問ありますか。

会 長 一つだけ聞きたいんですが、所有者は登記上、相続されてますか。

事務局 相続の状況ということなんですが、詳細にはわかりませんが、ポツポツと片仮名だけの名前の所有者の方がいらっしゃいますが、こういう方々は相続されていない、昔の何代か前の方ということで、そういう土地があることは認識しております。そういう状況でしか分析はまだしていない状況です。

会 長 もう一つ、非農地証明の調査は、あとどのくらいあるのですか。
全部回るように、計画してますか。

事務局 農業委員さんもご自身の過去からの記憶の中で、そこが農地だと認識していない土地も確認をしないでならず、その確認を今年から一部始めました。この確認が終わって、完了するかと考えておりますが、どれくらいあるかは数字では掴めず、あと複数年かかる予定です。

会 長 市役所の職員さんも、いつ、交代するかわからないので、申し送り事項をきちっと整理し、最後までやり通してください。
この間もお話しましたが、農家台帳の正確さということを考えると、削っていかないと農家台帳の正確な面積は出てきません。現在、耕作できる田んぼの状況というのをきちんと掴んでおかななくてはなりません。
そのために、すばらしい人たちがたくさんいます。いろんなこと知っておられる方々からは残ってもらいたいと思うくらいです。
そういうことなので、これから今少し続くかもしれませんが、また皆様のご協力の方よろしく願いいたしたいと思います。

議 長 それではただいまの説明のとおり、農地利用の状況調査に基づく判定について、採決いたします。本件について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第50号については、非農地と判定することに決定をいたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて、第33回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之